

ひたちなか市農業委員会委員募集要項

1 募集人数

19人以内

2 任期

令和8年8月5日から令和11年8月4日まで

3 身分

ひたちなか市の特別職の非常勤職員

(地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第4条第2項にもとづく)

4 職務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）に出席し、農地法や他の法律に基づく、農地の権利に係る許可等に関する審議を行い、あわせて審議に関連する現地調査を行います。
- (2) 遊休農地解消の活動や違反転用の是正指導等を行います。
- (3) 農地利用最適化推進委員と協力して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する現場活動を行います。
- (4) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定や農地等の利用の最適化の推進に関する施策改善について、関係行政機関等に対する意見を決定し、提出します。
- (5) 地域計画の見直しに向けた地域の話し合いへの参加や目標地図の見直しに携わるとともに、情報提供その他話し合いの円滑な実施のために必要な活動を行います。
- (6) 農業一般に関する調査及び情報提供活動を行います。
- (7) 農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席します。

5 報酬の額

月額 45,000円（会長、会長職務代理者は別規定あり）

※活動実績等により上乗せ給付あり

※会長、会長職務代理者は委員の互選による

6 推薦を受ける者及び応募をする者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者となります。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 市内に住所を有しない者
- (2) ひたちなか市の一般職職員
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参により、ひたちなか市農業委員会事務局までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

- (1) 提出書類

個人が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

※個人が推薦する場合は、市内に住所を有する農業者3人以上の推薦となります。

- (2) 推荐及び応募に係る様式の入手方法

農業委員会事務局窓口に備えるほか、ひたちなか市ホームページからもダウンロードできます。

8 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで（必着）

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※書類の受付期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降にひたちなか市ホームページ等により公表します。

9 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合わせ先

〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市農業委員会事務局
電話 029-273-2512

10 選任方法

ひたちなか市農業委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、市へ意見を報告します。（必要に応じて面接を行うことがあります。）市において、同評価委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、農業委員を選任します。

なお、選任結果は、推薦する者・推薦を受ける者、応募者の全員に文書で通知します。

11 その他

受付期間の中間及び終了後にひたちなか市ホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年令及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者をひたちなか市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者がひたちなか市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数